

# ●第9章 被災者の生活援護と被害認定調査

## 第1節 市民生活の安定・復旧【援護班】【福祉保健課】

### 第1 被災者の生活援護

#### 1 生活相談

区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。

区本部長は、臨時市・区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

#### 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

区民の生活援護のために、区本部長は、規則等で定める規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

#### 3 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、市条例に基づき災害援護資金の貸付けを行います。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付相談等を受け付けます。

#### 4 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、区内に居住する者及び区内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

なお、弔慰金については、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しません。

## 第2節 被害認定調査と罹災証明【被害調査班（調査担当）・諸証明班（諸証明担当）】

区役所は、災害対策基本法第90条の2に基づき、次のとおり、遅滞なく被害認定調査を行い、罹災証明書の発行をします。

### 第1 被害認定調査と罹災証明書発行の分担

区 分	被害認定調査担当部署・罹災証明書発行部署
火災以外の被害	区役所
火災・消火損	消防署

## **第2 被害認定調査【被害調査班】【調査担当】**

建物被害における全壊、半壊等の罹災程度については「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく被害認定調査により判定します。

被害認定調査の結果（全壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、公平かつ公正な調査を実施します。

また、消防署は、災害対策基本法第5条第3項に基づき被害認定調査に協力します。

## **第3 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成【諸証明班】【諸証明担当】**

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家等の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。

被災者から申請があった場合は、「風水害時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」により発行するとともに、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を作成します。